

「こども」と「若者」の定義について

参考資料

「（仮称）こども未来条例」「（仮称）こども計画」における「こども」・「若者」の考え方・用法は、以下のとおり

「こども」

「心身の発達過程にある者」（「こども基本法」第2条）

- ・18歳や20歳といった特定の年齢で区切られているものではない。
- ・若者を含む
- ・「こども」の表記については、法令に根拠があるなどの場合を除き、「こども基本法」にならい原則平仮名とする。

「若者」

青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）にある者※

※「若者」は法令上の定義はないが、「こども大綱」では、特に青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）の全体が範囲に入ることを明確にする場合に「若者」の語が用いられている。

●用法についてのまとめ

- ・単に「こども」と言った場合には若者も含むが、特に青年期の全体が範囲に入ることを明確にする場合に、分かりやすく示す観点から、「若者」の語を用いる。（単独で用いる場合と、「こども」と併記する場合とがある）